

総務文教常任委員会

平成30年6月15日（金）

午前10時～

第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

市長公室

- （１）第１号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- （１）第１号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）
＜説明～質疑＞
- （２）第７号議案 亀岡会館除却等工事請負契約の締結について
＜説明～質疑＞

総務部

- （１）第１号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）
＜説明～質疑＞
- （２）報告第１号 亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する
条例の制定について
＜説明～質疑＞
- （３）第２号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

教 育 部

- (1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
＜説明～質疑＞
- (2) 第3号議案 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (3) 報告第2号 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

4 討論～採決

5 陳情・要望について

- (1) 非核・平和施策に関する要望書

6 その他

- (1) 第32回人権啓発京都府集会への参加について
- (2) 議会だよりの内容について（審査内容）
- (3) 行政視察のまとめについて
- (4) 次回の月例開催について

平成30年6月15日
総務文教常任委員会
提出資料

自治委員設置規則関係
亀岡市自治委員事務委託契約関係
市政協力業務委託契約関係

総務部

亀岡市自治委員設置規則(昭和36年亀岡市規則第9号)新旧対照表

改正前	改正後
(設置) 第1条 市政の円滑なる運営と、行政能率の向上を図るため各町に自治委員(以下「委員」という。)を設置する。 (任務) 第2条 委員は、前条の目的を達成するため担当区域内の次の事項を処理するものとする。 (1) 諸通知の伝達及び諸書類の配布、回覧、収集に関すること。 (2) 簡易な調査、確認に関すること。 (3) 市民の要望の取次に関すること。 (4) その他市長が特に必要と認めたこと。 2 前項各号の処理にあたり亀岡地区においては、各町の規模の特殊性を考慮し、円滑かつ能率的な事務処理を図るため当該地区の代表者(3人以上)をもって地区内相互の連絡、調整並びに市諸機関との<u>連けい</u>を行うものとする。 (委員の委嘱) 第4条 市長は、各町住民の総意により結成された自治組織の<u>推せん者</u>の中から委員を委嘱する。 2 委員の任期は、1年とする。	(設置) 第1条 市政の円滑なる運営と、行政能率の向上を図るため各町に自治委員(以下「委員」という。)を設置する。 (任務) 第2条 委員は、前条の目的を達成するため担当区域内の次の事項を処理するものとする。 <u>(1) 市と担当区域との連絡調整事務に関すること。</u> <u>(2) 行政課題等の解決への支援に関すること。</u> <u>(3) その他市長が特に必要と認めること。</u> 2 前項各号の処理にあたり亀岡地区においては、各町の規模の特殊性を考慮し、円滑かつ能率的な事務処理を図るため当該地区の代表者(3人以上)をもって地区内相互の連絡、調整並びに<u>市の関係機関</u>との<u>連携</u>を行うものとする。 (委員の委嘱) 第4条 市長は、各町住民の総意により結成された自治組織の<u>推薦者</u>の中から委員を委嘱する。 2 委員の任期は、1年とする。<u>ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

(事務費の交付)

第5条 市長は、第2条に定める事項の処理に要する経費として、毎年度予算の範囲内で委託料を交付する。

2 前項の交付基準は、市長が別に定める。

3 委員は、再任されることができる。

(報酬)

第5条 委員に対し、別に条例の定めるところにより報酬を支払うものとする。

自治委員事務委託に関する契約書

亀岡市長 桂川孝裕（以下「発注者」という。）と亀岡市自治委員連絡協議会
会長 ○○○○（以下「受注者」という。）は、市政の円滑な運営と行政効率の
向上を図るため、亀岡市自治委員設置規則（昭和３６年規則第９号）に基づき、
次のとおり委託契約を締結する。

（委託する業務）

第１条 発注者は、次に掲げる事務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- （１）広報紙等の配布及び回覧
- （２）ポスター等の掲示
- （３）要望等の調査及び取りまとめ
- （４）事業実施に係る地元調査
- （５）防災・防犯に係る情報の伝達及び被害状況の調査報告
- （６）各種行事等に対する動員の取りまとめ
- （７）各種募金等の取りまとめ
- （８）その他、市の必要とする事務

（委託業務の処理）

第２条 受注者は、発注者が特に指定するものを除くほか、原則として自治会
加入世帯、非加入世帯にかかわらず事務を処理するものとする。

（委託の期間）

第３条 事務の委託期間は、平成○○年４月１日から平成○○年３月３１日ま
での間とする。

（委託料）

第４条 発注者は、委託事務に要する費用として、委託料を受注者に支払う。

２ 委託料の総額及び各町への配分額は、発注者と受注者が協議して別に定め
るものとする。

（委託料の支払い）

第５条 委託料は、５月、７月、１０月及び１月に分割して支払うものとする。

ただし、発注者と受注者が協議して定めた場合には、支払時期を変更する

ことができる。

2 支払い方法は、受注者の指定する口座に振り込むものとする。

(委託事務の調査等)

第6条 発注者は、必要があると認めたときは、委託事務の処理状況について受注者に報告を求め、または調査することができる。

(その他)

第7条 前各条で定めるもののほか必要な事項は発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 亀岡市長 桂 川 孝 裕

受注者 亀岡市自治委員連絡協議会
会 長 ○ ○ ○ ○

市政協力業務委託契約書

亀岡市長 桂川孝裕（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇自治会長《氏名》（以下「受注者」という。）は、市政の円滑な運営と行政効率の向上を図るため、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- （1）広報紙等の配布及び回覧並びにポスター等の掲示
- （2）要望、各種調査及び報告の取りまとめ
- （3）防災、防犯に係る情報の伝達及び被害状況の調査報告
- （4）その他市が必要とする業務

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、発注者と受注者は委託期間について、次のとおり確認するものとする。

- （1）平成30年4月1日から平成30年5月14日までの委託期間
平成30年4月1日に合意した合意書に基づく期間
- （2）平成30年5月15日から平成31年3月31日までの委託期間
平成30年5月15日に締結した契約に基づく期間

（委託料）

第3条 発注者は、業務委託に要する費用として、金《各町委託金額》円を受注者に支払うものとする。

（委託料の支払い）

第4条 受注者は、発注者に対して書面をもって委託料の支払いを請求するものとする。発注者は、受注者から支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

2 委託料は、5月、7月、10月及び翌年1月の4分割にして支払うものとする。ただし、発注者と受注者が協議して定めた場合には、支払時期を変更することができる。

3 支払い方法は、受託者の指定する口座に振り込むものとする。

(業務完了報告)

第5条 受注者は、前条の委託料の支払いに関し、第1条の委託業務の業務完了報告書を、年4回発注者が指定する日までに報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第7条 この契約について、発注者と受注者との間に疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めない事項については、その都度発注者と受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月15日

発注者 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 桂 川 孝 裕 印

受注者 亀岡市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇自治会
会 長 〇 〇 〇 〇 印



平成30年5月23日受

(郵送)

亀岡市議会議長 様

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、地域社会の健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

広島・長崎の被爆から73年を迎えました。2017年7月、国連での核兵器禁止条約の採択によって、核兵器は人類史上はじめて違法化されました。また、「平和首長会議」がパートナー団体として参加している核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)が、禁止条約採択に貢献したとして、2017年のノーベル平和賞を受賞しました。

こうした新しい変化のもとで、国際政治でも、各国でも、「核兵器のない世界」にむけて新たな動きが生まれています。

私たちは、貴自治体と議会にたいして、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

【 記 】

1. いま核兵器禁止条約の発効をめざして多くの国の政府が努力を強めていますが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に対して、「核兵器禁止条約の調印・批准を求める」決議・意見書(別紙・例文)を提出してください。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相をひろげることがあらためて重要になっています。原爆(写真)展の開催など住民参加の創意ある取り組みを強めてください。とりわけ以下の点についてご協力ください。
 - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用してください。
 - (2) 住民がおこなう原爆(写真)展に後援・協賛してください。公民館など公共施設を無償で提供してください。
 - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内してください。
 - (4) 広報、有線放送等を通じて、住民に原爆(写真)展開催を知らせてください。
3. 2016年4月に被爆者が核兵器の禁止・廃絶を訴えた「ヒバクシャ国際署名」が思想、信条、宗教の違いをこえて世界と日本にひろがっています。「平和首長会議」も連携してとりくんでいる「ヒバクシャ国際署名」に賛同し、住民に協力を訴えてください。



5月 期限

4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和の取り組みをおこなってください。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化、充実してください。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言に住民と一緒に取り組んでください。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野での取り組みを積極的にすすめてください。
6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶にむけた国際的な行動に積極的に取り組んでください。姉妹都市などに被爆組写真を送る取り組みなど海外の自治体に被爆の実相をひろげてください。
7. 原爆症認定訴訟の相次ぐ勝利は、国を動かし一定の改善を勝ち取りました。しかし、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者には時間がありません。原爆症認定問題の早期解決を国にはたらきかけてください。また、高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実してください。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80km圏にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の再稼働に反対し、原発の廃棄・廃炉を求めてください。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化してください。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、取り組んでください。

2018年5月21日

原水爆禁止国民平和行進

京都実行委員会代表 梶川 憲

2018年原水爆禁止国民平和行進京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 Tel:075-811-3203 FAX:075-811-3213

【自治体意見書・例文】

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

核兵器禁止条約の採択からまもなく 1 年。国際政治でも、各国でも前向きな変化が生まれている。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 58 か国にひろがっている。4 月 27 日には、板門店で南北首脳会談が開かれ、朝鮮半島の「完全な非核化」と「(朝鮮戦争の) 終結を宣言し、停戦協定を平和協定に転換」するという歴史的合意がなされた。

日本政府は、北朝鮮の「脅威」を最大の理由に核兵器禁止条約に背を向け続けてきたが、その誤りはいまや明らかとなっている。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力すべきである。その証として、核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求める。

以上、意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

殿

外務大臣

殿

〇〇〇市町村長

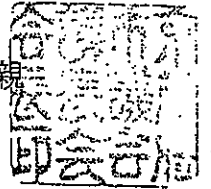
(〇〇〇市町村議会)

平成30年5月23日

亀岡市議会議長 様

京都府市議会議長会会長

宇治市議会議長 坂下 弘親



第3.2回人権啓発京都府集会への参加について

謹啓 貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、1名の参加要請があり、慣例により市制施行順で参加をお願いしております。

今回は、貴市議会の順番となりますので、ご多用のこととは存じますが、下記によりご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加費につきましては、京都府市議会議長会で負担します。

また、当日は同封のチケットをお持ちください。

記

1 日 時 平成30年6月27日(水) 午前10時30分～午後3時30分

2 会 場 京都テルサ

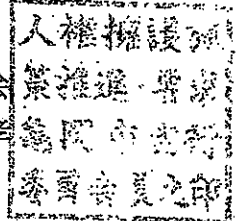
京都市南区東九条下殿田町70

TEL: 075-692-3400

人 施 亀 第 8 号
2018年6月1日

人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会
加 入 団 体 御中

人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会
会長 中 村 俊 孝



第32回人権啓発京都府集会への参加について（依頼）

梅雨の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当実行委員会の取組みに格別の御理解と御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、来る6月27日（水）に第32回人権啓発京都府集会が京都テルサで開催されます。

つきましては、本集会を私たちの活動の一環として、また人権研修の機会として位置付け、御参加いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 2018年6月27日（水）
午前10時30分～午後3時30分（受付：午前9時30分）
- 2 場 所 京都テルサ（京都市南区東九条下殿田町70）
- 3 主 催 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会
- 4 内 容 別添チラシのとおり
- 5 要請人数 1 人
- 6 報告期限 平成30年6月18日（月）

- （1）参加いただく方の氏名と、バス利用の有無、お弁当希望の有無を別紙の参加者報告書にて、事務局へ御報告いただきますようお願いいたします。
- （2）参加できない場合についても、必ず報告をお願いします。また、参加券の返送も併せてお願いします。

【裏面あり】

7 参加形態及び費用

- (1) 会場へは、バスを配車します。バスを利用される方は、午前8時40分に亀岡市役所 玄関前に集合願います。(バスは午前8時45分に出発します。)
- (2) 各自で参加される場合の交通費については、自己負担をお願いします。
- (3) 参加費(3,000円)は、当実行委員会が負担しております。

今回、参加券を同封しておりますので、当日、必ずお持ちください。

なお、万が一、御欠席の場合は、お手数ですが参加券を御返送願います。

- (4) 昼食については、各自で御用意ください。

主催者幹旋のお弁当(緑茶付1,000円※消費税込)を御希望される方は、事務局で取りまとめて申し込みますので、別紙「参加者報告書」の「弁当の希望」欄に御記入の上、事務局まで御報告ください。(この場合もお弁当代は、自己負担となります。代金は当日、バスの車内または当日の亀岡市実行委員会の受付場所で、事務局職員へお支払いください。)

事務局：亀岡市役所生涯学習部人権啓発課

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

電話：25-5018(直通)

FAX：22-6372

担当：西出 和正

第32回 人権啓発京都府集会

記念講演

「差別されない権利の現状」

木村草太さん

(首都大学東京大学院 教授)

日時

6月27日(水)

午前10時30分～午後3時30分

会場

京都テルサ

住所：京都市南区東九条下殿田町70

電話：075-692-3400

日程

午前10時30分

開会
主催者あいさつ
基調提案

午前11時

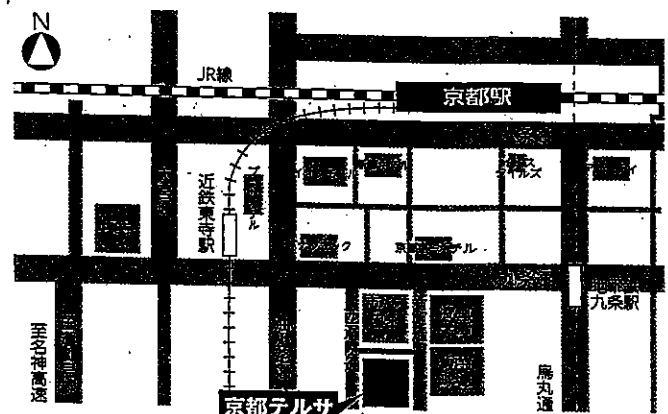
記念講演

午後1時

分科会

午後3時30分

閉会



主催 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会

分科会

午後1時～午後3時30分

第1分科会

ネットの課題解決にむけた取り組み

ネットでの人権侵害、『全国部落調査復刻版』出版・販売事件の報告をもとに、モニタリングなど課題解決にむけた取り組みについて考える。

第2分科会

人権の法制度の確立にむけた課題

憲法14条は差別の禁止を規定しているが、これを具体化し、実効性をもたせるには、総合法、包括法としての「人権侵害救済法」と差別禁止法が必要。そして、そのもとに個別の人権法を統一的に位置づけなければならない。さまざまな差別の実態から出発し、人権の法制度を確立するために論議したい。

第3分科会

部落の歴史

DVD『シリーズ 映像でみる人権の歴史 日本国憲法と部落差別』の上映と、監修者である上杉聰さん（元大阪市立大学教授）の講演

主催 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会

（構成団体）

<各種団体> 京都商工会議所、京都府商工会連合会、京都銀行協会、京都府信用金庫協会、京都府中小企業団体中央会、京都工業会、京都百貨店協会、京都織物卸商業組合、京都府森林組合連合会、京都府隣保館連絡協議会、京都私立大学人権問題懇話会、同和問題に取り組む京都府宗教者連絡会議、京都人権啓発企業連絡会、京都府市議会議長会、京都府町村議会議長会、部落解放同盟京都府連合会、日本労働組合総連合会京都府連合会、部落解放京都地方共闘会議、京都府連合婦人会、女性会議、京都部落問題研究資料センター、京都府民生児童委員協議会、京都府社会福祉協議会、京都府PTA協議会、京都府歯科医師会、京都府タクシー協会、京都府LPガス協会

<個人> 日高六郎、梅原猛、槌田劭

<地域実行委員会> 部落解放・人権政策確立要求山城地区実行委員会、部落解放・人権政策確立要求京都市実行委員会、人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会、人権擁護施策推進南丹京丹波実行委員会、部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会、人にいちばん近いまちづくり福知山市実行委員会、「基本法」舞鶴実行委員会、「基本法」宮津市実行委員会、人権擁護施策推進・要求京丹後市実行委員会、人権擁護施策推進与謝地区実行委員会

<オブザーバー> 社会民主党京都府連合、民進党京都府総支部連合会

お問い合わせ
事務局

部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会

京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター内
電話：075-415-1030 FAX：075-432-5038

平成30年6月25日

亀岡市議会議長 湊 泰 孝 様

総務文教常任委員長 奥 野 正 三

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、亀岡市議会会議規則第110条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成30年5月14日（月）～5月16日（水）
- 2 派遣場所 福岡県大野城市、福岡県筑後市、佐賀県唐津市
- 3 調査項目
 - （1）統合型行政評価システム（公共サービスDOCK事業）について（大野城市）
 - （2）定住促進事業について（筑後市）
 - （3）学校統廃合について（唐津市）
 - （4）ICTを利用した教育推進事業について（唐津市）
- 4 派遣委員
奥野 正三、三上 泉、 田中 豊、山本 由美子、
竹田 幸生、小松 康之、福井 英昭
- 5 概 要 別紙のとおり

視 察 概 要

◎ 5 月 1 4 日 (月)

福岡県大野城市視察

1 3 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分

<調査事項>

(1) 統合型行政評価システム (公共サービス D O C K 事業) について

説明者	企画政策部 自治戦略課 経営戦略担当係長	田川 勇気 氏
	企画政策部 自治戦略課 経営戦略担当係長	中原 英貴 氏



大野城市からの歓迎挨拶 (議会事務局)



視察の始めにあたり、奥野委員長挨拶



担当者からの説明



議場にて

視察先	福岡県大野城市（平成30年5月14日（月）） （人口：100,260人、面積：26.89km ² ）
調査項目	・統合型行政評価システム（公共サービスDOCK事業）について
視察の目的	・ 今日、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、本市の財政状況もまた同様である。 ・ そのような中で、健全財政を維持していくためには、今後一層、事業の「スクラップ・アンド・ビルド」を推し進めていくことが必要であり、このことが本市の喫緊の課題となっている。 ・ 大野城市では、行政改革の一環として、継続して事務事業評価を実施され、効率的な行政経営に取り組んでおられることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行うこととする。
施策等の概要	●統合型行政評価システム（公共サービスDOCK事業）について ・ 大野城市では、地方自治体を取り巻く環境の悪化を受けて、活力ある市とするために、民間経営理念を採り入れた成果主義の推進や、スクラップ・アンド・ビルド方式による行政経営への転換を図られている。 ・ そうした中で、更なる市民サービスの向上と業務効率化を実現するための、大野城市独自の統合型行政評価システムである公共サービスDOCK事業が構築されている。 ＜大野城市公共サービスDOCK事業＞ 市民満足度の高い行政サービスの提供、及び効率的な行政運営を目指し、様々な観点から、多角的に評価・診断を行う、大野城市独自の統合型行政評価システム。 ●初期診断【市民満足度の視点】 実施計画事業の事中評価 市民満足度調査（成果指標・活動指標の明確化） ●フルコスト計算書診断【財務の視点】 経常事業の事後評価 枠配分予算の反映 ●民間活用のあり方診断【業務プロセスの視点】

公共サービスの担い手の検証

●業務・システム最適化診断【業務プロセスの視点】

システムを利用した業務最適化

重複する業務の洗い出し

I C T化による業務改善効果の検証

●人財の育成と活用診断【人財の育成と活用の視点】

人事評価制度の導入

市民ニーズに対応できる職員の育成

職員満足度の向上

＜第三者評価による診断体制＞

- ・ 公共サービス改革委員会を設置し、経営の観点から客観的かつ専門性の高い評価を行う。
- ・ フルコスト計算書診断部会等、3つの部会を設置し、各部会でとりまとめられた内容の報告を受け、その評価結果については、市長に報告を行う。

《委員構成》

委員人数 8人

(内訳) 大学教授	1名
公認会計士	1名
企業経営者	1名
社会保険労務士	1名
接遇インストラクター	1名
公募市民委員	2名
コンサルタント	1名

(事業経過)

- ・ 行政改革の一環としての事務事業評価の中で、決算データに基づく事後評価である「フルコスト計算書診断」の制度設計に、市職員の研究会を中心に平成12年度より着手し、平成13・14年度の試行段階的試行を経て、平成15年度より本格実施されている。
- ・ 「フルコスト計算診断書」は市民及び民間コンサルタントなどによる第三者評価方式で行い、質の高い公共サービスの提供と、効率的な行政運営を推進するツールとして定着している。

	・平成１９年度からは、更に充実した行政評価へステップアップするため、「フルコスト計算書診断」に加え、「民間活用のあり方診断」「業務・システム最適化診断」「初期診断」を導入されている。 ・平成２３年度からは、「人財の育成と活用診断」を加え、多角的に行政評価（診断）を行うシステム「公共サービスＤＯＣＫ事業」（Ｄ＝誰でも、Ｏ＝オープンに、Ｃ＝チェックできる、Ｋ＝環境づくり）を構築し、質の高い行政サービスの提供、及び効率的な行政経営を目指した取組みが進められている。 <参考：本市の現状> ・本市では、現在、第４次亀岡市総合計画の前期・後期基本計画の進行管理の中で、進行管理部会（総合計画審議会）による評価や、市民からの意見募集等を踏まえ、行政評価（事務事業評価）を実施している。 ・また、今日の厳しい財政状況を踏まえて、予算編成過程において、限られた財源の中で経費の効率的な執行を図るため、すべての経費について、一般財源要求上限額（キャップ制）が設定されており、その中で「スクラップ・アンド・ビルド」を基本として、予算編成を行うこととしている。 また、補助金についても、「補助金等の見直しの視点」に基づき、整理合理化を確実に進めることとしている。 ・なお、議会における事務事業評価については、平成２０年度分決算審査で試行実施、平成２１年度分決算審査で本格実施され、以来、今日まで引き続き実施されている。
考察	（現状や事業効果） ・ＤＯＣＫ事業により「市役所の仕事が見える化」されている。 ・外部からの専門的な見地での事業評価や、財政全体の関わりの中での事業評価により、スクラップ・アンド・ビルドの効果が出ている。 ・事務事業の第三者評価により、スクラップするものはなくなっているようだが、今後、事務事業単体ではない広い意味でのスクラップ・アンド・ビルドに挑もうとされている。 ・約２億９千万円の削減達成。さらに目的別・業務種類別のグループ診断を実施することで、さらに取組みを進化させてい

	る。 ・限られた人員で取り組まれているが、その中で多くの結果を出している。 ・この事業により「行政改革大綱」の作成はしていない。 (第三者評価による診断体制「公共サービス改革委員会」) ・大学教授、公認会計士、企業経営者、社会保険労務士、接遇インストラクター、公募市民、コンサルタント等が3つの部会、財務の視点、市民満足度の視点、業務プロセスの視点で議論を行う。 ・財務の視点（フルコスト計算）では各種団体推薦の市民委員7名が加わる。 ・事業診断書（改善シート）より3段階（「改善すべき点は見られない」「改善すべき点が若干見られる」「大いに改善すべき」）で診断。改善すべきであれば改善時期、診断者の意見が表記される。 ・評価結果が市長に報告され市長の判断指標となる。 (継続事業の判断、新規事業の推進等) ・大野城市の現状は「施策等の概要」に記載されているとおりで、民間経営理念を採り入れた成果主義の推進、スクラップ＆ビルド方式による行政経営への転換を実現され、更なる市民サービスの向上と業務効率化を実現するため「公共サービスDOCK事業」を構築し、様々な視点から多角的に評価・診断を行うことで、これまで約2億9千万円のコスト削減につながり、大きな効果があった。（今は削減できるコストが見いだせなくなっている。）また、行政サービスに対する市民満足度も向上し、システムオープン化や総合窓口・まどかフロアの開設にもつながっている。 (大野城市の予算編成に特徴あり) ・部課長マネジメントを重視した枠配分方式を採用（枠配分する一般財源は、前年度決算額をベースに算定する。） ・インセンティブ予算配分制度を導入（決算剰余金の2分の1の額は、各課長が用途を自由に決定できる。） ・一時借入れ制度を導入（枠配分額で予算編成が困難な場合は行革を担保に基金から融資） 限られた予算で満足度を向上させるために、新たな課題に対応した最適配分が重要であり、ビルドのためにはスクラップ
--	---

が必須であるという意識が、さらに働くのではないかと思った。

(本市に導入できること)

- ・議会の事務事業評価だけでなく、やはり第三者による事務事業評価や、行政全体を見渡す評価手法が必要なのではないかな。
- ・人財の育成と活用診断に基づく市民ニーズに対応できる職員の育成、業務改善効果の検証のシステム構築（ＩＣＴ化など）
- ・フルコスト計算書診断を導入すれば、全体の仕事が把握できる。
- ・ここまでの高い意識を持つことは、本市に望めない気がする。コンサルに委託するにも多額の経費が掛かってしまう事が難点である。
- ・議会の事務事業評価にこの手法を取り入れると各事業の評価が数値も一目瞭然で判断可能となる。

(本市に導入した場合の課題)

- ・第三者をだれに、どのように費用をかけずに、公平に行うかが課題である。また、業務煩雑に拍車をかける懸念がある。
- ・コンサルティング業者は、格安で富士通総研にお願いされていたが、専門的に評価する人材がいなければできない。
- ・各部会の委員構成の経費と担当職員。
- ・システムの構築、手間と人員の確保にコストがかかる。

(今後の検討)

- ・財政状況の厳しい中、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本に、費用対効果を十分に考慮する中で、無駄な歳出を削減する。
- ・予算編成のキャップ制はよいとしても、新たな行政評価システムの導入は必要と考える。
- ・大野城市では年４回の評価を行っているが、本市でも当面は予算編成時期までに、常任委員会所管で抽出評価実施が可能であるように思える。
- ・外部の専門家や公募の市民委員の参加した外部評価の重要性は高いと考える（特に大野城市の場合は、各診断に対応した

	部会が委員会の下部機構として組織されているので、きめ細かな意見の交換が可能となっている）が、議会において、すでに決算審査の中で事務事業評価を行い、その結果を予算にも反映させていることもあり、本市において、どのような形が望ましいのか検討が必要である。 ・大野城市では、市の事業を検証するため、経営の視点から客観的かつ専門性の高い評価を行うことを目的として公共サービス改革委員会が設置されているが、本市において設置することは予算的にも人的にも難しいのではないかと考える。そのことも含めて、第三者評価による診断体制を構築することが必要かどうか検討すべきである。 ・市役所の市民対応サービスの向上などは、ぜひやるべきではないか。
委員の意見等	・大変すばらしい制度であり、ぜひ、亀岡市に採り入れることが最善だと考えるが、その採り入れ方が難しい。 予算、仕事量、その他、その体制を整えるのに相当の出血を強いられることが予想される。従って、事務事業の評価よりも、全体から見渡す手法を考え、運用できるようにすべきである。 ・決算特別委員会で我々が事務事業評価を行うには、一定の限界があるので、ああいうシステムもよいと思うが、それを導入するには相当のハードルがある。 ・これらの方式がよいのかどうか検討の必要があると思うが、仕事の見直しをする方策の一つだとは思う。 ・本市は年度ごとの予算編成・事業計画は、部署別になっているのではないか。多岐にわたる行政経営の効率化は、本市も関連する部署が同じテーブルで検討することが必要と思う。また、時には第三者の評価を求める体制も必要と考える。その後に議会で事務事業を行えばと考える。 ・素晴らしいシステムと思われる。 市役所の仕事の見える化と、職員の民間経営感覚の自覚を促す意味でも、紹介は必要と思われる。 ・事業評価に公共サービスフルコスト計算書、事務事業診断書（改善シート）の手法を用いると、評価項目に対して所見も付けられ、評価がしやすくなる。

	・行政が行う事業に対して、市民満足度の向上とコスト削減を両立させるために、第三評価による診断体制を採り入れた公共サービスD O C K事業について評価する。 フルコスト計算書診断や初期診断など各種診断書については、議会にとっても決算審査時などに有効な資料となり、何よりも D=誰でも、O=オープンに、C=チェックできる、K=環境づくりを行うことは、仕事の見える化につながり、説明責任を果たすうえでも重要であると考えているが、導入にあたっては、「今後の検討」で挙げた点を踏まえて検討していきたい。
--	--

視 察 概 要

◎ 5 月 1 5 日 (火)

福岡県筑後市視察

1 0 時 0 0 分 ～ 1 2 時 0 0 分

<調査事項>

(1) 定住促進事業について

説明者	総務部 企画調整課長	豊福 県一 氏
	総務部 企画調整課 地方創生担当係長	丸山 武実 氏
	総務部 企画調整課	小濱 北斗 氏



筑後市からの歓迎挨拶（議会事務局）



担当者からの説明



担当者からの説明



議場にて

視察先	福岡県筑後市（平成30年5月15日（火）） （人口：49,240人、面積：41.78km ² ）
調査項目	・定住促進事業について
視察の目的	・全国的に急激な少子高齢化、及びそれに伴う人口減少が進行する中で、各地方自治体においては、人口減少社会に対する対策が、喫緊の課題となっている。 ・本市においても、平成12年以降続く人口減少を食い止め、将来にわたり活力のあるまちを維持するために、U I J ターンなどによる市外からの移住者を増やすとともに、婚活事業等によって、少子高齢化に歯止めをかけるなどの対策を通じて、定住者も増やすために、各種の移住・定住促進施策を実施しているところである。 ・筑後市においては、全国的に人口減少が進行している中であって、ほとんど市の人口が減少しておらず、多くの定住促進事業や、充実した市のP R 活動が実施されていることから、その事例を学び、参考とするために、視察調査を行うこととする。
施策等の概要	●定住促進事業について 筑後市では、安心して子どもを産み育てられる・すぐにでも住みたくなる・いつまでも住み続けたくなるような都市をめざし、様々な定住支援事業を展開され、また、充実した市のP R 活動が実施されている。 （事業経過） ・第4次筑後市総合計画（マスタープラン H19－28）において、基本構想の計画期間の中間年度（平成23年度末）の想定人口を4万9千人、最終年度（平成28年度末）の想定人口を5万人に設定していたが、中間年度（平成23年度末）の人口予測が想定人口を下回る見込みとなったため、平成24年度からの総合計画後期基本計画において、定住促進を重要な取組みとして推進することとなった。 ・人口増加を図るための基本的な方向性や方策を明らかにするため、市長をトップとする「市内定住促進推進委員会」、有識者等で構成する「定住促進行動計画推進会議」で討議を重ね、平成25年3月に「筑後市定住促進行動計画」が策定さ

れた。

- ・平成27年度に地方版総合戦略「元気な筑後市創造戦略」が策定されたことにより、その中に「筑後市定住促進行動計画」を包括し、定住促進事業を推進されている。
- ・計画の中では、筑後市における人口動態の地域性を、出生死亡で変動する自然動態、転入出で変動する社会動態に分けて、さらにそれぞれの要因（出生、転入、転出）ごとに分析し、その要因ごとの達成目標を設定している。

（定住促進事業メニュー）

筑後市では、「出会い」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」「住む」「働く」「暮らす」「市のPR」の区分の中で、移住や定住を応援する、さまざまなサポートを行っている。

<主な定住促進事業の実施状況>

結婚サポートセンター事業

- ・平成23年度より事業開始。
- ・筑後市、八女市、広川町の3自治体で協議会を設置し、広域で事業運営を実施している。
- ・婚活イベントの企画、実行、及び登録会員の管理等、サポートセンター運営一式をNPO法人へ業務委託している。
- ・活動内容は、婚活イベントを年間10回程度実施、個別お見合いは随時実施となっている。
 - 平成30年度予算 183万9千円
 - 登録会員数 216人（平成29年度末）
 - 成婚件数 15件（平成29年度分）

新婚世帯家賃支援事業

- ・平成25年4月より事業開始。
- ・新たに結婚し、市内の賃貸住宅に住む40歳未満の夫婦に対し、家賃から4万8千円を差し引いた額を最長36カ月間支給する。支給額は月額1万円が上限となっている。
- ・平成27年度より家賃要件を「4万4千円」に、平成30年度より対象要件を「夫婦の年齢の合計が80歳未満」と緩和して、効果拡大を図った。
 - 平成30年度予算 2217万4千円
 - 申請件数 284件（平成29年度末までの累計）

●人口動態への影響

転入促進 307 人、転出抑制 125 人

多子出産祝い金事業

- ・平成 25 年 4 月より事業開始。
- ・平成 25 年 4 月 1 日以降に生まれた第 3 子以降の子を養育し、その子の出生日より継続して 1 年以上定住している場合、祝金 10 万円を給付する。

●平成 30 年度予算 1100 万円

●申請件数 336 件（平成 29 年度末までの累計）

●人口動態への影響 出生促進 336 人

空き家バンク事業

- ・平成 24 年 7 月より事業開始。
- ・筑後市では、当初、定住促進施策として開始されたが、最近では中古住宅を利活用することによる老朽危険家屋対策として、国・県から注目を受けている。
- ・平成 26 年度より専門員 1 名（一般非常勤職員）を配置後、成果が飛躍的に向上した。
- ・住居・店舗等を探す人に対し、市内の空き家・空き地を紹介する。契約においては、地元の不動産協会（協定あり）に依頼し、専門的な視点で進められている。

●平成 30 年度予算 7 万円

●登録物件 件数 111 件（平成 29 年度末までの累計）

●登録利用者数 246 人（平成 29 年度末までの累計）

●成約件数 45 件（平成 29 年度末までの累計）

●人口動態への影響

転入促進 43 人、転出抑制 63 人

マイホーム取得支援事業

- ・平成 25 年 4 月より事業開始。
- ・市内に住宅を新築（購入）した者に対し、建物に係る固定資産税相当額（上限 15 万円）を 3 年間補助金として支給する。
- ・平成 29 年度より中古物件も対象とする。
- ・平成 30 年度より受益者の見直しを行い、転入者限定とした。

●平成 30 年度予算 3351 万円

●申請件数 817 件（平成 29 年度末までの累計）

●人口動態への影響

転入促進 7 1 9 人、転出抑制 1 5 4 1 人

中古住宅リフォーム補助事業

- ・平成 2 5 年 4 月より事業開始。
- ・中古住宅を取得し筑後市に転入する者に対し、リフォーム金額の 1 0 %（上限 2 0 万円）を補助する。
対象となる中古住宅が人口減少小学校区にある場合は、リフォーム金額の 1 5 %（上限 3 0 万円）を補助する。

●平成 3 0 年度予算 9 0 万円

●申請件数 8 件（平成 2 9 年度末までの累計）

●人口動態への影響 転入促進 2 0 人

定住促進プロジェクト事業（定住 P R）

- ・平成 2 5 年 4 月より事業開始。
- ・筑後市の住環境 P R するパンフレットの製作、有料広告やパブリシティ等、あらゆる手段を検討し、実施されている。

●平成 3 0 年度予算 1 9 7 万 7 千円

●事業実績

定住シミュレーション B O O K 「恋リブ」発行

J R 九州の車両中吊り広告

福岡市営地下鉄 車内まど上広告

産経新聞九州版、関東一部版広告掲載

I J U 移住・定住フェア

移住交流地域おこしフェア

結婚相談所ゼクシーへ広告委託 など

ちくご暮らし体験事業

- ・平成 2 4 年 8 月より事業開始。
- ・市独自で実施するほか、県広域地域振興課との協働プロジェクトを実施する。
- ・筑後市への移住を検討している人に、1 0 日以上 1 カ月以下の期間で筑後市での生活を体験してもらう体験居住事業として実施。
- ・市が寄贈を受けた古民家「筑恋邸」（築 7 0 年、7 D K）を改修し、体験居住施設として活用している。じぎょうへの参加料は無料となっている、

●平成 3 0 年度予算 1 3 3 万 2 千円

●事業参加組数 3 1 組（平成 2 9 年度末までの累計）

- 人口動態への影響 転入促進２組（３人）

ふるさと案内人事業

- ・平成２６年６月より事業開始。
- ・地域おこし協力隊の制度を活用し、定住促進に寄与する企画立案、実行を行う。具体的には、地元住民を巻き込んだワークショップの実施、観光資源のＰＲ、フェースブック等を利用した情報発信等を実施するもの。

- 平成３０年度予算 ３９９万７千円

- 事業実績

筑恋邸体験居住者の取材とサポート
 地域イベントの取材及び情報発信
 映画「ふるさとがえり」上映会実施
 筑後市の魅力体験バスツアーガイド
 氏イベントや観光スポット紹介

<主な定住促進事業の予算・決算額>

平成２７年度	決算総額	４８２１万６千円
平成２８年度	決算総額	６１５５万１千円
平成２９年度	決算総額	６１３２万６千円
平成３０年度	予算総額	７６７９万９千円

<参考：本市の現状>

- ・移住促進策として、ホームページやＳＮＳ等による情報発信の強化、補助金制度の拡充や、セミナー等での相談体制の強化による移住希望者等への支援の充実、空き家バンク制度の活性化による市内の空き家の利活用の推進等を実施している。また、少子化対策としての婚活イベントも実施している。

(具体的取組み)

- ◎移住フェア・セミナーへの出展・参加
- ◎空き家改修等補助金の充実
 - ※平成３０年度予算 ８６０万円
- ◎同居・近居支援補助金の充実
 - ※平成３０年度予算 １００万円
- ◎地域交流施設（カフェ等）整備補助金の充実
 - ※平成３０年度予算 ６０万円
- ◎空き家バンク制度の活用及び発信強化

	◎婚活イベントの実施 ※平成30年度予算 56万円 平成30年度予算総額 1076万円 ※ほかに移住促進施設事業経費 3792万6千円あり
考察	(現状や事業効果) ・質問に対する答えとして、定住促進に取り組んでいなかったらもっと人口は減っていた、との見解があった。 ・合計特殊出生率が高く、人口は自然減があるものの社会増により微増となっている。 ・「筑後七国」で盛り上げようという姿勢で、他市と連携したサポート事業なども展開されている。 ・平成24年度からの第4次総合計画後期基本計画に基づき、「市内定住促進推進委員会」「定住促進行動計画推進会議」を設置し、平成25年3月に「定住促進行動計画」を策定。 ・中長期的には子育て支援、短期的には定住促進に力点を置かれている。 ・いろいろな定住促進事業メニューを作成し、平成21年からほとんど人口が減少していない。 ・筑後平野の広い地域に九州新幹線やJR、高速道路、国道が走っており、交通の便が大変恵まれている。 ・広域で婚活イベントに取り組んでいる。 ・平成30年度に約7700万円の予算を計上されている。 ・人口動態の地域性を自然動態、社会動態、さらに出生、転入、転出ごとの要因に分けて分析、達成目標を設定。 ・第4次総合計画(H19～H28)に基づき想定人口4万9千人、最終年度は人口5万人に設定。4万9千人程度で推移しており、最終目標との940人の差を解消するため、市長をトップとする「市内定住促進委員会」、有識者で構成する「定住促進行動会議」で検討し、平成25年に筑後市定住促進行動計画を策定し、10項目の定住促進事業を実施した。人口動態の転入促進、転出抑制を事業ごとに数値で評価を行っている。効果として、人口は増えないが減らない。 ・筑後市の現状は上記(施策等の概要)のとおりで、さまざまな定住促進事業や、市のPR活動を実施されており、全国的

に人口減少が進行する中であって、ほとんど市の人口が減少していない。

(本市に導入できること)

- ・施策は様々に採り入れたらよい。
- ・出会いから結婚、出産、子育てまでのサポート事業の具体化や、既存事業の改善。
- ・「定住シミュレーションBOOK」や「定住促進事業メニュー」等の作成。
- ・定住促進事業メニューの中で、本市は「住む」「働く」のサポートの充実が必要。
- ・広域婚活イベントの実施。
- ・空き家バンク事業の専門員配置。
- ・促進メニューを増設し一覧にして判りやすく表示、転入者に対してメニュー一覧を転入届時に配布。
- ・市のホームページに定住促進事業一覧が掲載されており、どの課でどんな事業をしているかがよくわかり、本市でも導入できればと考える。(移住定住希望者に親切)
- ・出会い・結婚・妊娠出産・子育てをサポートする定住促進事業の実施や、新婚世帯家賃支援、マイホーム取得支援、中古住宅リフォーム補助などの事業は、筑後市に住む決め手となった割合が高いとのアンケート結果もあることから、本市においても導入できればと考える。
- ・Uターン・Iターンの推進を目的に、都市圏に住む亀岡市出身者に対して本市の情報を提供する、ふるさと通信の発信なども、筑後市を参考にできないかと考える。
- ・実施している事業の検証を行い、市民にとってよりよい事業となるように、改善や廃止など柔軟に対応していくことも必要だと感じた。

(本市に導入した場合の課題)

- ・課題は何を採り入れるかによって決まるが、いずれにせよ運用するのに、もっと明確な指標がいるのではないかな。
- ・庁内横断型で取り組むこと。
- ・財源不足の克服が何より。広い市域で、人口密集地と周辺山村との戦略がどちらも必要になってくる。

	・財源の裏付けが必要。 ・事業実施のための財源の確保が課題である。 ・やる気の問題と思う。 ・亀岡市には転入者へのメニューは殆ど無く、新たな事業創設となる。 (今後の検討) ・移住定住政策を本気で推し進めるのであれば、もっと徹底した施策の展開と、体系化が必要である。 ・柔軟な発想による事業や宣伝の効果アップ。 住んでみたいと本当に思ってもらえる施策が必要である。 ・本市も筑後市のような細部にわたってサポートメニューの作成が必要と考える。 ・効果のある事業の紹介。 ・転入に対しての新たな促進メニューの創設。
委員の意見等	・移住定住施策はどこまでやるのかキリがない。 また、他の市町村との競争に明け暮れる危険性もある。筑後市が行っていたように、近隣市町村と一緒に取り組む必要がある。また、本当に大きな予算をかけて効果があるのかどうか、もっと真剣な検証が必要と考える。 ・亀岡という地域的位置付けや、将来的なまちづくりの構想などをしっかりと踏まえて、移住定住のビジョンを持つ必要性を感じている。 ・今回学んだ当市の施策と亀岡市施策を一度すべて比較してみるとよいのでは。やるやらないに関わらず、どこに力点を置けばよいのか、所管部に資料を求めたい。 ・筑後市のように、人口減を食い止める（増やす）ための施策の必要性を感じた。 ・全国的に急激な少子化が進んでおり、各自治体においては、人口の奪い合い、都市間競争がますます厳しくなる。 本市も筑後市のように出合から始まり、結婚・妊娠出産・子育て・住む・働く・暮らす・市のPRまできめ細やかなサポートを行い、平成12年からの人口減少に歯止めをかけ、定住促進に向けた取り組みが必要と考える。 ・本気度が違うと思われた。

	・本市も交通の便のよさや大都会に近い利点がありながら、十分に生かし切れていない。 ・人口動態の詳細な分析や対策が絶対必要。 中途半端な移住・定住対策では何の効果も生みだせないと思う。 ・亀岡市においては転入に対してのメニューは少なく、今後、市に対して委員会としてより具体的で日常生活に即した促進メニュー創設を提言する。 ・全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進む中であって、安心して子どもを生み育てられる・すぐにでも住みたくなる・いつまでも住み続けたくなるような都市をめざして取り組まれている様々な定住支援事業について説明いただき、特に子育て世代や若者の移住・定住につながる支援事業を進めていくことが重要だと感じた。
--	--

視 察 概 要

◎ 5 月 1 6 日 (水)

佐賀県唐津市視察

9 時 3 0 分～1 1 時 3 0 分

<調査事項>

- (1) 学校統廃合について
- (2) I C Tを利用した教育推進事業について

説明者 教育委員会 教育総務課長
 教育委員会 教育総務課 企画係長課長補佐
 教育委員会 学校支援課長
 教育委員会 学校支援課 学校支援係長
 教育委員会 学校教育指導主事

栗原 達也 氏
岡田 和幸 氏
櫻井 実規子 氏
井手口 信貴 氏
佐藤 真也 氏



視察の始めにあたり委員長挨拶



担当者からの説明



視察の終りにあたり副委員長挨拶



議場にて

視察先	佐賀県唐津市（平成30年5月16日（水）） （人口：124,171人、面積：487.54km ² ）
調査項目	（1）学校統廃合について （2）ICTを利用した教育推進事業について
視察の目的	・次代を担う子どもたちの教育環境の整備・充実のため、本市においても様々な取組みが行われているが、中でも学校規模適正化や、ICTを利用した教育推進事業は、大変重要な取組みとなっている。 ・唐津市においては、学校統廃合等について、先進的に取り組まれていることから、その事例を学び、参考とするための視察調査を行うこととする。
施策等の概要	（1）学校統廃合について ・唐津市教育委員会においては、これまで小学校で11校、中学校で7校の統廃合を実施し、今後もさらに統廃合を検討されているが、統廃合にあたっては、教育現場や地域住民の視点も十分に考慮して進められている。 ・唐津市教育委員会のスタンスとして、将来の唐津市を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を整備するためには、学校の適正規模だけで学校統合を進めていくのではなく、地域の実情を十分考慮に入れた上で、早急に地域住民と丁寧な協議を重ねながら進めることとされている。 （これまでの取組み） ・平成17年1月の市町村合併以降、少子化等により児童生徒が少ない通学区域が生じてきていることから、通学区域の見直しを行い、小中学校の統廃合を進められてきた。 ・平成19年には「唐津市立学校通学区域審議会」から、教育効果の視点から学校の適正規模を図るとともに、複式学級の解消を行うよう答申を受けている。 ・この答申に基づき、現在複式学級が存在する、若しくは近い将来その可能性がある学校の保護者、並びに地域の住民の方との意見交換会等により、通学区域の見直しについて、協議をされている。 （今後の進め方） 将来の唐津市を担う子どもたちのために、教育環境の充実を

図るため、適正規模による学校運営を実現することを目的に、まずは複式学級の解消を優先し、学校統廃合を検討していく。ただし、行政主導では地域住民の合意形成が得られにくいことは、これまでの学校統廃合を進めていく上で課題となっていたので、丁寧かつ慎重な協議を進めていく。

(成果・実績)

- ・市町村合併以降、計 17 校の小中学校の統廃合を実現している。
- ・分校を閉校し、本校へ統合したもの（6 校）
- ・隣接校へ統合したもの（5 校）
- ・隣接する 3 校を 1 校へ統合したもの（6 校）

(課題)

- ・これまでの学校校区が活動単位となっている地域コミュニティ活動の調整が課題となる。
- ・地域住民が最も心配されている地域の衰退について、市として何らかの手立てを行う必要がある。市長部局に地域振興を推進する専門部局があるので、そことの連携が必要である。
- ・学校統廃合により通学区域が拡大することから、スクールバスの運行や、公共交通機関の定期券補助等の配慮が必要となっている。また、保護者が心配する通学時の安全確保にも配慮が必要である。

(学校統廃合に係る地域住民との合意形成)

- ・現在、統廃合の対象と考えている小学校 5 校の保護者を対象にアンケート（H29）を実施された。
アンケート結果は下記のとおり。

《アンケート結果》

○統廃合について

賛成・どちらかと言えば賛成	49.6%
反対・どちらかと言えば反対	38.3%
その他・無回答	12.1%

○複式学級について

良い・やむを得ない	52.5%
良くない	22.7%
どちらとも言えない・その他	24.8%

統廃合については半数程度が賛成の意向を示されているが、複式学級については容認する意見が過半数を超えているた

	め、まずは複式学級についてのメリット・デメリットを詳細に説明し、保護者の理解を得ることが大切と考え、地元説明会において保護者並びに地域住民と丁寧かつ慎重な協議を重ねていくことが肝要だと考えられている。 ・地元との協議は続けていくにあたって、対象校区の地域住民で統廃合に関する協議会等を設置してもらい、地元で十分に協議・検討を進めてもらうことが必要と考えられている。 ・教育委員会としては、これまでの学校統廃合を行った事例を参考に、地元への情報提供等の協力・支援を行うことが必要であると考えられている。 (2) ICTを利用した教育推進事業について ・唐津市教育委員会では、教育の基本方針に掲げている「確かな学力を身につけた児童・生徒を育てる学校教育の充実」と「教育環境の整備・充実」を達成する施策の1つとして、「唐津市ICT機器整備計画」が策定されている。 ・子どもたち一人一人が学習用情報端末を使うことで個々の学習を充実させるという、国の情報化ビジョン（平成23年4月作成）を目標に具体的な時期、及び財源について考慮しながら、情報端末の整備を目指すとしている。 (計画内容) 1. 電子黒板の整備 2. 学習用の情報端末の整備 3. デジタル教材整備 4. 教職員研修 5. その他（唐津市ICT愛ランド事業ほか） (取り組み時期) 平成24年度から平成32年度まで 電子黒板の整備 ・平成24年度から、小・中学校の普通教室に1台整備。 ・平成27年度に1学級1台整備を100%達成。 ・整備品目は、電子黒板本体、書画カメラ。 操作パソコンは、教員用パソコン等を使用。 ・経費は539台分で、3億4037万1千円。
--	---

学習用の情報端末の整備

- ・児童生徒一人ひとりが学習用情報端末（タブレット端末）を使うことで、個々の学習を充実させるという国の情報化ビジョンを目標に、第一段階として、各学校1クラス分の情報端末整備を平成32年度までに行う計画。

平成25～28年度 中学校

（整備台数 583台）

平成29～32年度 小学校

（整備予定台数 768台）

- ・整備品目は、タブレット型パソコン、プロジェクタ等視聴覚機器。
- ・経費は682台分で、5億1630万9千円。
（平成29年度末現在）

デジタル教材整備（指導者用デジタル教科書）

- ・小中学校全学年に採択教科書のデジタル教科書を整備。
- ・平成27～28年度で、全小中学校 全学年で整備。
- ・整備品目は、デジタル教科書DVDソフトウェア。
- ・経費は768冊分で、7220万6千円。

唐津市ICT愛ランド事業

- ・離島の学校は、少人数のため、グループ学習（討論・意見発表）ができない、コミュニケーション能力の育成が困難であるといった課題を抱えている。
- ・そこで、離島の学校と本土の学校をテレビ会議システムで結び、地理的環境に左右されない教育の質を確保する取組みを実施する。
- ・平成27年度に、離島校4校、本土校4校に導入。
（導入台数8台）
- ・経費は1317万6千円。
- ・整備品目は、テレビ会議システム本体

<参考：本市の現状>

（１）学校規模適正化について

- ・平成28年3月に教育委員会で策定された「亀岡市学校規模適正化基本方針」に基づき、現在、東輝・詳徳中学校ブロック、別院中学校ブロックを中心に、規模適正化の取組みが進められている。

- ・各地域での説明会で出された意見を踏まえる中で、目標時期を平成３２年４月と設定する中で、その取組みが進められている。

(平成３０年度予算)

- スクールカウンセラーの配置（１名） １６３万円
- 学校間交流事業の実施 ７万円

(２) ＩＣＴを利用した教育推進事業について

《本市の現状》

・教育用コンピュータ台数（小学校）

教員用パソコン	１８台
児童用パソコン	５２１台
タブレット端末	２１６台
サーバー	３７台
電子黒板機能付プロジェクター	２４２台

・教育用コンピュータ台数（中学校）

教員用パソコン	８台
生徒用パソコン	３１３台
タブレット端末	１３２台
サーバー	８台
電子黒板機能付プロジェクター	１３６台
デジタル教科書配信システム	

(平成３０年度予算)

- 教育用コンピュータ機器賃借料（小学校費）
３６５４万６千円
- 教育用コンピュータ保守管理委託料（小学校費）
１２３８万７千円
- 教育用コンピュータ機器賃借料（中学校費）
８４２万４千円
- 教育用コンピュータ保守管理委託料（中学校費）
３７９８万円

考察	(１) 学校統廃合について (現状や事業効果) ・平成１７年１月の市町村合併時の小学校６８校が５５校に、中学校２３校が１９校に統廃合。 ・学校規模適正化は押し付けるものではなく、問題提起して地元を考えてもらうもの、とのスタンスにより、道半ばとのことだが、それで正解なのではないか。 ・地域住民でしっかり話し合って、将来の子どもたちのための学校を考えようとされていた。 ・学校統廃合については、多くの審議会構成メンバーで、より良い教育環境の学校をつくることを目的に進められている。 ・市町村合併後、人口分布動態もあり、通学区域の見直しを進めている。 通学区域審議会より、複式学級の解消の答申を受けている。地元地域への説明会はもちろん、対象地区の住民による学校統廃合に関する協議会等を設置する。 ・平成１７年に合併をされ、当初より学校の統廃合はそれぞれの方向性の中にあり、子どもの育ちに対しての教育環境（複式学級の解消を優先）の在り方を地元の煮詰まりを待って実施されている。また、７つの有人離島が存在する。 ・唐津市の現状は「施策等の概要」のとおりで、保護者及び、地域住民と丁寧な協議を重ねながら進めることで、理解を得て統廃合が実施されている。地域の中で協議会を立ち上げ、その中で協議・検討が進められている。 (本市に導入できること) ・子どもの教育について、統廃合ありきではなく、問題提起するところから始めることは、本市でも導入すべきである。 ・「行政主導では地域住民の合意形成が得られにくい」ことが「課題となっていた」ので、「丁寧かつ慎重な協議を進めていく」とされているが、亀岡市においても同様である。 ・亀岡市学校規模適正化基準方針に基づいて進めているところである。 ・一定時期を決めた中で進捗しているが、地域の煮詰まりを待つ事は大切。
------------------	--

	(本市に導入した場合の課題) ・学校規模適正化や統廃合に、時間がかかる。 ・学校規模適正化計画が思うように進まないことを検証する必要がある。 ・教育効果の視点から、保護者並びに地域住民の方と十分な意見交換を行いながら進める。 ・地域コミュニティ活動の調整や、専門部局との地域振興推進。 ・時期の見通しが持ちにくい。 (今後の検討) ・押し付けの議論から、ボトムアップになるまでのところを行政みんなが理解し、共通の見解を持つ必要がある。 ・学校統廃合を進めていくうえで、行政主導では、保護者・地域住民の合意形成が得にくいことから、十分な協議を進める。 ・市教育委員会のみならず、他の部局との連携をどうするか。 ・子どもの教育環境と地域の宝「存在そのもの」は別問題、切り離して考える。 (2) ICTを利用した教育推進事業について (現状や事業効果) ・学力の向上、情報活用能力の向上、校務の効率化等、教育的効果が表れている。 ・ICTを活用して離島の学校と結んだ合同事業などを展開されていた。 ・平成23年国の教育の情報ビジョンに基づき県の先進的ICT利活用教育推進事業の決定を受けて進められてきた。 ICTを利用することにより学習に興味を持つ。 機器の整備と併せて教員の積極的な研修に取り組み、時代の流れに即してパソコンからタブレットへ更新。有人離島、大規模校、小規模校などをテレビ会議システムで交流事業を実施。年間の授業では約80%程度ICTを利用している。 ・学力の向上 電子黒板やデジタル教科書の活用で、「わかりやすい授業」が実現されることにより、学習意欲の向上及び学習内容の定着の効果が考えられる。
--	---

	・ 情報活用能力の向上 I C T機器を利用する機会が増えることにより、児童・生徒の情報活用能力の向上が考えられる。 ・ 校務の効率化 教育の情報化により、学校での事務の効率化や教育的財産の共有等の効果が考えられる。 ・ 授業における教職員の電子黒板の利用頻度は、概ね小学校で80.5%、中学校で76.8%の利活用率となっており、活用方法及び操作方法等が浸透し、電子黒板やパソコンを使った授業を受けるのが楽しみだと答えた生徒は約77%に上り、学力も向上している。 (本市に導入できること) ・ 教職員への研修、とりわけ新たな課題(メディアリテラシー・情報モラル、キーボード技能修練の指導等)への対応・対処 ・ I C Tを利用して小規模校にとって他校との交流授業。 (本市に導入した場合の課題) ・ 初期段階における教員の負担増。 ・ 機器整備に対して、財政面での課題がある。 ・ セキュリティの在り方や、教員のスキルアップなどが課題である。 (今後の検討) ・ 現在配備されている環境でも可能である。 ・ 少人数学校では、グループ学習(討論・意見発表)ができない、コミュニケーション能力の育成が困難であるという課題を抱えていることから唐津市では、ICT 愛ランド事業を導入されている。電子黒板を利用したテレビ会議システムで、授業交流や遠隔授業が可能となる。本市にも導入できないか。
委員の意見等	(1) 学校統廃合について ・ 亀岡市では最初に統廃合ありきで進めてきたように思う。本当に地域が学校を必要とする意見を持っているとしても、自分たちの置かれた状況や、子どもたちの置かれる状況をしっかりと理解しているとは言い難い状況にあるのではないか。

	まずはこれを埋めるために、問題提起から始める必要がある。学者などから提起してもらう手法もとるべきではないか。 ・「複式学級の解消を優先し」とされているが、そのメリットを慎重に検討すべきと思う。 ・複式学級は解消するにこしたことはない。 1学級1担任が望ましいのだが、複式学級が何も悪影響を及ぼすものではないことは、教育学的にも明らかになっている。学校規模適正化の考え方だけが行政サイドで先行し、複式や小規模を「悪者」扱いしている傾向が全国的にあることに違和感を感じる。遠距離バス通学など課題も多い。 先行した統廃合がその後どうなっていったのか、引き続き注視したい。 ・平成17年の市町村合併の弊害が表れているように思う。 ・本市も学校統廃合を進めていく中で、教育環境による子どもの教育効果から、保護者の方々に十分な理解を得ることが大切である。 地元説明会において、保護者並びに地域住民の方々と丁寧かつ慎重な協議を重ねていくことが肝要と考える。 ・学校規模適正化は本市の場合、市教育委員会の未熟さのため残念な状況だ。事前にもっと勉強してほしかった。 ・唐津市同様に規模適正化と廃校になった学校の利用は別次元で進める。 (2) ICTを利用した教育推進事業について ・学習に対して興味がわき、低学年には視覚的に理解が進む。他校の児童・生徒の考え方の交流が行える。 ・本市の平成30年度予算に情報教育推進経費として、各小・中学校に整備した教育用コンピューターに係る賃貸借及び保守管理を行うための予算が上がっていたが、本市のICT機器整備状況や授業での利用頻度、教職員研修の現状などを把握することが重要だと考える。また、今後の整備計画や課題についても担当課に伺いたいと考える。 ・急速に進む情報化社会に対応できる人材の育成のために、ICT利活用による教育への取組は必然である。本市では、どのように考えているのか。また、実施しているのか。ICTに係る
--	--

	モデル校的な位置づけをつくり、具体的に教育の活用の仕方を研究し、他校にも広げていくという考えはないのか、伺いたい。 ・ 情報教育は新たな段階に入っていると思う。 授業で活用するというレベルにとどまらない。 児童・生徒の情報モラル、リテラリーの指導などが現場で追いついているのか探っていきたい。
--	---